

公立大学法人宮崎公立大学理事等懲戒規程

平成25年6月18日

規程第120号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学役員規程第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の副理事長及び理事（以下「理事等」という。）の懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒)

第2条 理事長は、理事等が次の各号のいずれかに該当するときは、その理事等を懲戒することができる。

- (1) 法令又は法人の諸規程に違反する行為があったとき。
- (2) 法令により有罪判決が確定したとき。
- (3) 著しく法人の社会的信用を失墜させ、または体面を汚したとき。
- (4) 著しく法人の組織を混乱に陥れたとき。
- (5) 不正な行為があったとき。
- (6) 個人を誹謗中傷し、個人の名誉を著しく失墜させたとき。
- (7) 故なく会務の遂行または会議の進行を著しく妨害したとき。
- (8) その他職務上の義務違反があるとき、または法人の利益を著しく阻害する不当な行為があったとき。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、戒告、解任とする。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 解任 即時に解任する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、理事等の懲戒に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成25年6月18日から施行する。